

# 学校において予防すべき感染症一覧

	病名	出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類感染症と、結核を除く二類感染症	
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルク病、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	空気感染または飛沫感染する感染症で、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ <sup>1</sup> 及び新型インフルエンザ <sup>2</sup> 等感染症を除く)	発病後5日(発熱の翌日を1日目として)、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎	主要な症状が消失したあと2日を経過するまで
	結核	医師から感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師から感染の恐れがないと認められるまで
第三種	学校教育活動を通じて学校において、流行を広げる可能性がある感染症	
	コレラ、細菌性赤痢、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 感染性胃腸炎、サルモレラ感染症、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ等	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで  感染症の種類や各地域・学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮して「第三種」として取り扱うかどうかを判断する

## \* 第二種感染症の出席停止の期間の基準について

表の通り。ただし、病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるときはその限りではありません。

## \* 感染性胃腸炎は出席停止ですか？

感染性胃腸炎は第三種『その他の感染症』に分類されます。学校では、校長がその感染拡大を防ぐため、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き出席停止の措置をとります。

本校では、主治医から「他の人にうつす危険があるため学校を休むように」と指示された場合に、出席停止扱いといたします。